

弁護士ヒアリング結果概要（A地裁本庁，a支部）

1 訴え提起前の弁護士の活動について

相談を受けてから紛争解決手段を選択するまでの活動について

- * 当事者から相談を受けると，訴えを提起する前に，相手方に対して内容証明を送付するなどして相手方の反応を見るのが一般的である。その反応を見ながら，相手方と交渉し，当事者に対して調停や訴え提起といった解決手段やそれぞれの費用などについて説明する。なお，この段階で，例えば，具体的な和解金額として考えている基準を相手方に示すと，訴え提起後もその金額が和解の前提となるおそれがあるため，踏み込んだ交渉ができない場合がある。
- * 弁護士の名義で内容証明を送付しただけで感情的に対立してしまうことがあるため，内容証明を出すかどうかについては慎重に検討している。（支部）
- * 医事訴訟については，相談を受けると，カルテや文献に基づいて調査を行い裁判の見通しを立て，勝訴の見込みがある事案については病院に対して内容証明を出し，これに対する病院の反応を見ながら訴訟をするかどうかを決めていく。相談を受けてから調査を終えるまでの時間として半年を目標としているが，この期間に終了するのはなかなか難しい。こちらから送付した内容証明に対する回答が戻ってくるまでの期間が，昔は半年くらいであったが，最近は1年くらいかかるケースが多い。相談を受けてから訴えを提起するまで2年でできれば早い方だと思う。

訴状の作成について

- * 訴えを提起することが決まった後も，弁護士が訴状を作成して当事者に確認を求め，当事者からその内容や表現ぶりについて要望が出され，それに応じて書き直しをするというやり取りに時間を要する。
- * 最近は，当事者が大企業の場合でも個人の場合でも，書面の内容について修正を求めてくる人が多い。

効率的な準備の支障となる事情について

- * 客観的な証拠が存在しているとしても，必ずしも準備がスムーズに進むわけではない。例えば，書面が作成されているものの，当事者とその書面の内容を十分に把握しておらず，話を聞くたびに当事者の説明が変わってしまうことがある。
- * 例えば，会社の金銭の横領が主張されるような事件においては，真実を知っている人間に限られており，そのような人物の協力を得ることができない場合には，事案の全容を理解するのに苦労する。

訴え提起後の争点整理期間に与える影響について

- * 訴状作成の際には，相手方が答弁書において主張することが予想される事項について，予め自らの主張を記載しておくかどうか悩むことがある。実際に，記載するかど

うかは別として、この点を意識して訴状を作成すると、その後、準備書面がスムーズに作成できることが多い。

- * 訴え提起前にしっかり交渉しておく、その後、訴訟となった場合にも、相手方の主張が把握しやすい。(支部)

2 争点整理期日間の弁護士の活動について

弁護士の活動内容とスケジュールについて

- * 争点整理期日が終了すると、相手方の主張や裁判所からの釈明を当事者に伝えて作業を依頼する。その後、1週間程度で返事をもらい、それに基づいて弁護士が書面を作成し、その内容を当事者に確認してもらって、必要に応じて書面の内容を修正する、というやり取りを繰り返す。そのため、争点整理期日の間隔としては、30日から50日程度が必要であり、特に、会社の決裁が必要な場合や、第三者に対して事実関係を確認しなければならない場合には、30日ではかなり厳しい。
- * 争点整理期日が終わると、裁判所からの指示を当事者に伝え、2週間後くらいに打合せを入れ、その結果をふまえて弁護士が書類を作成し、当事者にチェックしてもらう。そのため、争点整理期日の間隔が1か月では書面を完成させるまでの期間としてはぎりぎりであり、ましてや、期日の1週間前に裁判所に書面を提出するのは難しい。打合せの期日は、当事者も仕事をしている場合も多く、また、弁護士も多くの事件を抱えているため、2週間くらい先になってしまうことが多い。(支部)

準備に時間を要する事情について

- * 当事者が弁護士からの指示に対して、必ずしも約束した期限までに準備をしてくれるわけではないし、また、必ずしも弁護士の指示内容どおりに準備をしてくれるわけでもない(弁護士の指示の趣旨を取り違える場合や準備の内容が不十分な場合など)。(支部)
- * 1回の打合せにおいて、当事者から必要な事項をすべて聞き出すのは難しいため、結局、複数回の打合せが必要となる。
- * 当事者が法人の場合でも、必要な資料が速やかに準備できるわけではない。それらが必ずしもまとめて保管されているわけではないし、事件の全体像を知るためには複数の資料が必要となり、全ての資料が揃うまでに時間を要することがある。
- * 医事訴訟の被告の場合、弁護士が書面を作成して医師に確認を求めても、医師が多忙であるためなかなか返事がないし、医師との打合せの時間を確保することも容易でない。また、医師から事情を聴き取れば直ちに書面を作成できるわけではなく、弁護士は聴き取った内容を咀嚼し専門知識に関する文献等を調査しながら書面を作成する必要があるため時間がかかる。(支部)

証人尋問の準備について

- * 中心的な証人については、1回2時間程度の準備を3回ほど行う。その中で、陳述書を作成したり、証人テストを実施する。陳述書には、その信用性を高めるために、ある程度詳細に事実関係を記載し、不利な事実についても記載するようにしている。そのほか、陳述書には、準備書面では書きにくい当事者の心理状態などを記載するようにしている。証人尋問においては、陳述書に書いてあることを半分程度、書いていないことを半分程度尋ねるようにしているため、主尋問に45分から1時間くらい必要である。
- * 陳述書の作成を当事者に任せることはできず、弁護士がある程度全体のストーリーを念頭におきながら作成している。例えば、離婚訴訟においては、当事者に陳述書の作成を任せると、争点となっていない部分に力を注いだり、相手方に対する誹謗中傷が記載されることが多い。このような陳述書をそのまま裁判所に提出すると、感情的対立が悪化し、和解成立の妨げになることがある。(支部)

3 和解に向けた調整について

当事者の説得について

- * 当事者は、ある時点では和解に積極的になるものの、ある時点では和解に消極的になるといったように揺れ動くことがあるため、なかなか一筋縄ではいかない。(支部)
- * 和解が成立しにくい事件類型としては、境界確定訴訟において、土地の所有権に争いがあるようなケースが挙げられ、このような事案では、当事者が白黒をつけたがる傾向があり、当事者の説得が難しい。

和解期日について

- * 裁判官が非常に早い段階で和解を勧誘し和解期日を重ねることがあるが、このような段階においては、和解に熟していないように感じることも多く、代理人が当事者をよほどコントロールできていないと和解が成立するのは難しいため、無駄な期日となることがある。
- * 弁護士としては弁護士なりに和解事案か判決事案かを判断しているが、この点について、裁判官と弁護士の判断がずれると和解の成立の見込みのない期日が続くことがある。

4 関係者の意識等について

主張の整理について

- * 弁護士としては、認められることが難しいと思われる主張についても削ることは抵抗があり、全て主張しておきたいと考える。当事者から裁判所の判断を求めたいなどと言われると主張を絞ることは難しい。
- * 判決において、どのような判断がされるかわからないことがあるため、弁護士は、

幅広く主張しておきたいと考える。(支部)

争点整理における裁判官と弁護士の役割について

- * 一方当事者が争点整理案を作成しても、相手方当事者の見方とどうしてもずれてしまうため、裁判所に作成して欲しい。
- * 争点整理は本来当事者がすべきものであると思うが、弁護士としては、争点整理案を裁判官に作成してもらえるとわかりやすいし、裁判官の事件の見方がわかるため安心できる。(支部)

当事者の裁判に対する期待等について

- * 裁判に何年かかったとしても、真実解明が一番重要であるという当事者が結構いる。(支部)
- * 例えば、親族間の紛争のように、両当事者が、時間をかけてでもやれるだけのことをやるということが当事者の納得のために必要なケースも存在すると思う。(支部)

5 弁護士及び裁判官の執務状況等について

弁護士の執務状況について

- * 事件の単価が安いと、事務所の経営上、多くの事件を受任する必要がある。そのため、1件1件の期日間隔が短くなると準備が間に合わなくなってくる。また、刑事事件や弁護士会の会務も忙しく、民事事件に割くことができる時間が限られている。(支部)
- * 集中証拠調べが実施されると、例えば、午後1時から5時までが1つの事件のために使われ、1日に処理することができる事件数が限られてしまうため、他の業務への影響が大きい。また、集中証拠調べの準備は大変であり、陳述書の作成に時間を要するし、証人との打合せにもまとまった時間を確保する必要がある。(支部)

裁判官の執務状況について

- * 前の事件が延長されて争点整理期日の時間が短くなってしまう場合もあるし、途中で裁判官が調停に呼ばれるようなこともあり、争点整理期日において実質的な議論がなかなかできない。そのため、争点整理期日は、裁判所からの宿題をもらうだけの時間になってしまうことが多い。(支部)

弁護士への相談の時期について

- * 法人(顧問先)については、内容証明が送られてくれば弁護士のところに相談にくるが、自然人については、内容証明を受け取った人が、必ずしもすぐに弁護士に相談するわけではなく、訴えが提起された後に、駆け込みで飛び込んで来るケースも少なくない。
- * 田舎に行けば行くほど、もっと早く弁護士に相談していれば、ここまでこじれていなかったのにと感じるケースが多い。(支部)